

川崎市会計管理者直接検査実施要綱

令和 2 年 7 月 1 5 日

2川会第891号会計管理者決裁

(目的)

第 1 条 川崎市金銭会計規則（昭和 3 9 年川崎市規則第 3 1 号（以下「金銭規則」という。）第 1 6 3 条第 3 項及び第 1 6 3 条の 2 並びに川崎市物品会計規則（昭和 3 9 年川崎市規則第 3 2 号（以下「物品規則」という。）第 3 条第 2 項及び第 6 5 条の規定に基づき、金銭出納員及び区金銭出納員並びに前渡金管理者及び歳入徴収者並びに物品出納員及び区物品出納員並びに物品管理者（以下「検査対象者」という。）に対して所管会計管理者が行う検査及び調査（以下「検査」という。）の実施に際し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、金銭規則及び物品規則の定めるところによる。

(検査員)

第 3 条 所管会計管理者は、必要があると認めるときは、その都度職員のうちから検査員を命じて検査させることができる。

(検査対象者の決定等)

第 4 条 検査対象者、検査対象とする会計事務及び検査の実施時期は、適宜所管会計管理者が決定するものとする。

(検査実施通知及び講評)

第 5 条 所管会計管理者は、前条の検査日程等の決定後、検査日の 1 0 日前までに、文書をもって検査対象者を所管する局長（以下「所

管局長」という。)に通知するものとする。ただし、通知をすることで検査の公正性が阻害されるおそれがある場合はこの限りでない。

- 2 検査員は、検査の結果について、所管会計管理者に遅滞なく報告しなければならない。区会計管理者の行った検査における会計管理者への報告も同様とする。
- 3 所管会計管理者は、検査実施後2か月以内に所管局長へ検査結果について講評を行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、所管会計管理者は、やむを得ない事由があると認めるときは、講評すべき期限を、やむを得ない事由が解消されるまでの間、延長することができる。
- 5 所管会計管理者は、検査の結果に指摘事項（是正又は改善が必要な事項）があるときは、所管局長に対し、必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

（措置状況の報告）

第6条 所管局長は、前条第5項により必要な措置を講ずべきことを求められたときは、必要な措置を講ずるとともに、所管会計管理者が定める期日までに、当該措置の内容を、所管会計管理者に報告しなければならない。

（再検査）

第7条 所管会計管理者は、前条により報告を受けた措置内容について確認する必要がある場合その他会計事務の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、再検査を行うことができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項

は、会計管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 5 日から施行する。